

平成23年中のインターネット上の違法・有害情報の取締結果について

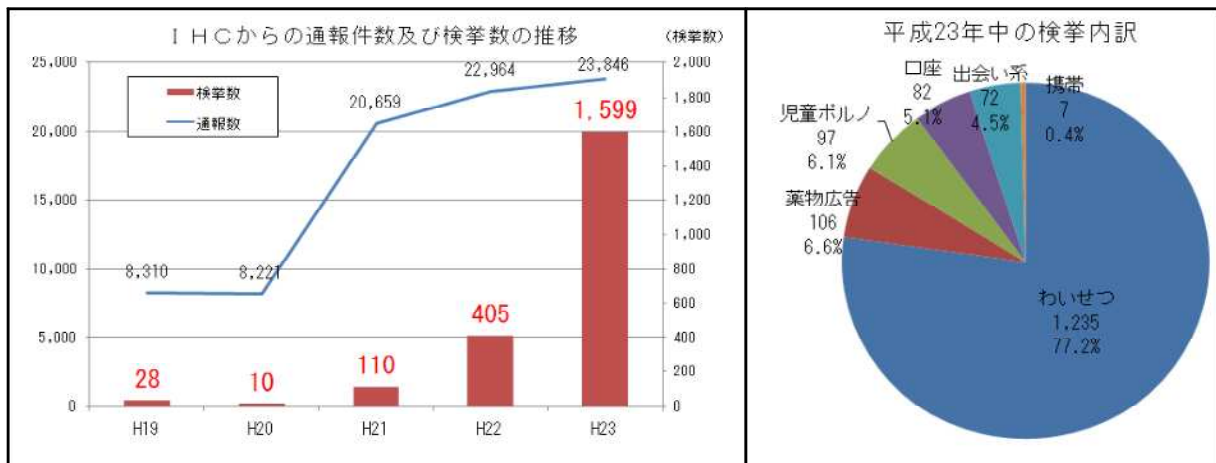
1 検挙状況

インターネット・ホットラインセンター（以下「センター」という。）から警察への違法情報の通報数は23,846件（前年比+882件）と増加傾向。

センターから通報を受けた違法情報をもとに検挙に至ったものは1,599件（+1,194件）と大幅に増加。

主な検挙状況として

- ・わいせつ物関連事件が、1,235件（+1,122件）。
- ・規制薬物関連事件が、106件（+65件）。



2 「全国協働捜査方式」による検挙活動の促進

捜査の効率化を目的として運用を開始した「全国協働捜査方式」により検挙活動を促進。

(1) 「全国協働捜査方式」による検挙状況

センターから通報を受けた違法情報をもとに検挙に至った1,599件のうち、「全国協働捜査方式」によるものが1,577件。

(2) 効果

ア 捜査の効率化

プロバイダ等が多数所在する警視庁において、発信元情報の解明等の初期捜査を行い、各都道府県警察でその後の捜査を行うことで、捜査の効率化・迅速化を促進。

イ 捜査主体の明確化

各都道府県警察に通知される違法・有害情報に発信元情報を付すことにより、捜査主体の明確化を図り取締りを活性化。

3 今後の取組

(1) 積極的かつ効果的な広報啓発活動による発生抑止

取締結果をはじめとした違法・有害情報の排除対策について積極的かつ効果的な広報啓発活動を推進することにより、一般国民のインターネット利用上の規範意識の改善を図る。

(2) 悪質なサイト管理者の取締りの強化

悪質なサイト管理者に対する取締りを強化することにより、違法・有害情報の流通の場となる悪質なサイトを排除し、サイバー空間の環境浄化を図る。

(3) 有害情報を端緒とした捜査上の対応

センターに通報される有害情報の中には、捜査の端緒として有効な情報も含まれていることから、違法情報に係る「全国協働捜査方式」と同じ取扱いをすることとし、本年4月1日から本格実施。